

# 労働時間の 適正管理のために

～使用者としての基本知識と実務～



**参加  
無料**

**日時**

平成29年**11月14日**(火) 13:30～受付  
14:00～16:00 セミナー・グループコンサルティング

**会場**

エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階  
仙台駅西口すぐ

**定員**

**30名**(1社1名まで)  
\*先着順となります。

**対象**

起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者  
\*途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

**お申込み方法**

セミナーのお申込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、  
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。  
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

## セミナー概要

過重労働の解消が求められる中、企業における労働時間の管理を適正に行う必要性が高まっております。労働時間の適正管理のためには、まず、労働時間の正確な把握が必須です。厚生労働省が平成29年1月20日に策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」は労働時間の適正管理を示したものであり、これを労務の実務に生かすために、何をどのようにすべきかを社会保険労務士がわかりやすく解説いたします。

14:00～15:00

**セミナー  
(60分)**

### 労働時間の適正管理のために

**講師** 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター代表相談員  
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

15:00～16:00

### グループコンサルティング(60分)

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等を通じて理解を深めます。

**主催** 仙台市雇用労働相談センター

**FAX**でのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(11月14日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

**仙台市雇用労働  
相談センターとは**

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談  
サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

**TEL 070-3811-9119/070-3811-9120** (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail [info@sendai-elcc.jp](mailto:info@sendai-elcc.jp) ホームページ <http://sendai-elcc.jp/>

ELCC

検索

営業時間 / 平日 9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く